

第244回埼玉県都市計画審議会

令和3年2月10日午前10時00分開会

場所 ロイヤルパインズホテル浦和

○事務局 定刻になりましたので、ただいまより第244回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、埼玉県都市整備部都市計画課副課長の宮田と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、委員の出席状況について御報告申し上げます。現在19名の御出席をいただきまして、2分の1以上の定足数に達しております。よって、本日当審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

ここで本日の資料を確認させていただきます。事前にお送りした資料として配布資料一覧表、委員名簿、議案概要一覧表、議案書でございます。加えまして、本日机の上にお配りしておりますのが、次第、座席表でございます。以上でございますが、よろしいでしょうか。

それでは、この後は審議会条例第5条第1項の規定により、尾崎会長に議長として進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（尾崎） 承知しました。本日は委員の皆様方には大変御多忙の中、また緊急事態の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、会場の設営も大変だったと思いますけれども、事務局にも感謝したいと思います。皆様の御協力をいただきまして、審議は慎重かつ効率的に進めてまいりたいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

それでは、まず議事録の署名委員でございますけれども、本審議会運営規則第5条第2項の規定により、私から指名させていただきたいと存じます。本日は、村山委員さん、それから岡田委員さん、お二人をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

次に、本審議会は、埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱に基づきまして、原則公開となっております。私といたしましては、本日は非公開にすべきと思う案件はございません。委員の皆様におかれましてはいかがでございますでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） ありがとうございます。

それでは、本日の審議会は全て公開で進めさせていただきたいと存じます。

事務局にお尋ねします。傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 いらっしゃいます。

○議長（尾崎） それでは、ここで傍聴者の入場を許可いたします。

〔傍聴者入場〕

○議長（尾崎） では、傍聴者の方に傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局よりお配りいたしました傍聴要領をよく読んで遵守していただきたいと存じます。この傍聴要領に反する場合には、退場していただくことがございます。

それでは、ただいまより第244回埼玉県都市計画審議会の議事に入ります。

本日は、お手元の次第にありますとおり、議第5242号「富士見都市計画区域区分の変更について」をはじめとする6議案について御審議をお願いするものでございます。

まず、議第5242号及び議第5243号の2議案は関連する議案でございますので、一括して議題に供します。

幹事より議案の説明をお願いいたします。どうぞお願いします。

○幹事（都市計画課長） 埼玉県都市整備部都市計画課長の鳴海でございます。

議第5242号及び議第5243号、富士見都市計画に関する2議案につきまして、関連がございますので一括して御説明いたします。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきたいと思っております。

議案書につきましては5ページから21ページとなりますが、説明はモニターにてさせていただきたいと存じます。お近くのモニターを御覧いただきたいと存じます。

まず初めに、議第5242号「富士見都市計画区域区分の変更について」につきまして御説明いたします。区域区分とは通称線引きと言われ、計画的に市街化を図る市街化区域と市街化を抑制すべき市街化調整区域との区分を定めるもので、都市計画の根幹をなすものでございます。富士見都市計画区域は、富士見市、ふじみ野市、三芳町から成り、都心から約30km圏、本県の南西部に位置します。本議案は、ふじみ野市の国道254号バイパスふじみ野地区について市街化区域に編入するものでございます。赤で着色された国道254号バイパスふじみ野地区は、既定の市街化区域に隣接し、面積が約18.0haとなります。本地区内は、国道254号バイパスが北へは川越市内や圏央道川島インターチェンジ、南へは国道463号を經由し、関越自動車道所沢インターチェンジや東京都内へアクセスが容易であることから交通の利便性が高く、産業の立地に適した地区でございます。

続きまして、地区の状況です。本地区は、赤で囲まれた約18.0haの区域であり、現在は主に農地として利用されています。このたび土地地区画整理事業による計画的な市街地整備が確実となったことから、市街化区域に編入するものでございます。これは土地利用計画図です。本地区は、交通の利便性の高さを生かし工業系の土地利用を図る計画となっており、土地地区画整理事業により道路や公園などの都市施設を整備いたします。

次に、区域区分の計画書です。表の下段の備考欄にありますように、今回の地区面積約18.0haを市街化区域に編入することに伴い、富士見都市計画区域における市街化区域の面積が約2,018haから約2,036haに、また市街化調整区域の面積が約2,948haから約2,930haとなります。

続きまして、議第5243号、道路の変更について御説明いたします。今回変更する路線は、3・2・1号川越志木線でございます。本路線は、川越市境のふじみ野市中福岡を起点とし、志木市境の富士見市大字下南畑を終点とする延長約5,600m、代表幅員31.5mの都市計画道路であり、国道254号

バイパスとして供用されております。今回変更する箇所は赤い円で示した箇所で、先ほど御説明した国道254号バイパスふじみ野地区において実施する土地区画整理事業に併せ、一部区域を変更するものでございます。

具体的な変更内容について御説明をいたします。現在の川越志木線は、赤色の線で示している線形で都市計画決定されております。今回赤い四角で囲った箇所について、土地区画整理事業に伴い国道254号バイパス本線に出入口を設置することから、本線に並行した副道が必要となりました。以上のことから円滑かつ安全な出入りを確保するため、赤色で示した区域を追加する都市計画変更を行います。

以上、御説明いたしました2議案について、2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、これら都市計画の変更の案について、富士見都市計画区域を構成する富士見市、ふじみ野市、三芳町に対して意見を照会しましたところ、賛成との回答をいただいております。

議第5242号及び議第5243号の説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（尾崎） では、ただいまの説明に関して、御意見、御質問等がございますでしょうか。いかがでしょうか。委員の方々から御質問等ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） では、議第5242号及び議第5243号、これら2議案につきまして一括して採決をさせていただきます。

議第5242号及び議第5243号、この2議案につきまして、原案のとおり決定することで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） ありがとうございます。

御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。

では、続きまして議第5244号「春日部都市計画道路の変更について」、こちらを議題に供します。幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 引き続き、都市計画課より説明をさせていただきたいと存じます。議第5244号「春日部都市計画道路の変更について」につきまして御説明をいたします。

議案書につきましては、23ページから31ページとなります。お近くのモニターを御覧いただきたいと存じます。春日部都市計画区域は、春日部市の全域から成り、都心から約35km圏、本県の東部に位置しております。本議案は、春日部都市計画区域内の都市計画道路1路線を変更するものでございます。今回変更する路線は、3・5・13号樋籠赤沼線でございます。本路線は、国道16号との交差点である春日部市樋籠を起点とし、国道4号越谷春日部バイパスとの交差点である春日部市赤

沼を終点とする延長約4,760m、代表幅員12mの都市計画道路であり、一部が県道春日部松伏線として供用されております。今回変更する箇所は赤い円で示した箇所で、県道西金野井春日部線との交差点について、一部区域の変更を行います。

具体的な変更内容について御説明いたします。現在の樋籠赤沼線の区域は、図のように牛島交差点のすみ切りを含めた赤色の線で計画決定されております。今回この交差点について設計を行った結果、安全で円滑な交通を確保するため交差点の一部区域を変更することといたしました。ついては黄色で示した区域を削除し、赤色で示した区域を追加するものでございます。

この都市計画道路の変更について、2週間、案を縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。また、この都市計画の変更の案について、春日部都市計画区域を構成する春日部市に対して意見を照会しましたところ、賛成との回答をいただいております。

議第5244号の説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（尾崎） では、ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問はございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。どうぞ。

○中屋敷委員 1点だけ御質問させていただきます。計画自体は利便性を図るということで評価されるものかなというふうに感じさせていただいておりますが、生活道路ということを鑑みると、変更後のスケジュールといいましょうか、周辺住民の皆さんにどう周知をして、そして道路の、例えば一方通行になるとか、そういったところの御説明をちょっといただきたいなというふうに思います。よろしく願います。

○議長（尾崎） どうぞ。

○幹事（都市計画課長） 御質問にお答えを申し上げます。

本日都市計画審議会で御審議をいただきまして、採決をいただきました後は、都市計画決定を行うということで、またそちらについては告示という形で住民の方にはお知らせをしております。また、引き続き、事業に移ってまいりますので、その際にはまた事業に対しての説明会、あるいは工事を発注した際には、請け負った業者さんから、また発注者から地元の住民に対しては、交通の流れであったり工事の形態、中身について、よく御説明を差し上げて、理解の下で事業を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（尾崎） ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） では、皆様にお諮り申し上げます。議第5244号、この議案につきまして採決をいたします。原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） ありがとうございます。

御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。

では、続きまして、議第5245号「狭山都市計画道路の変更について」、こちらを議題に供します。
幹事から議案の説明をお願いいたします。よろしくどうぞ。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第5245号「狭山都市計画道路の変更について」御説明をいたします。

議案書につきましては、33ページから43ページとなります。お近くのモニターを御覧いただきたいと存じます。狭山都市計画区域は、狭山市の全域から成り、都心から約40km圏、本県の南西部に位置しております。本議案は、狭山都市計画区域内の都市計画道路1路線を変更するものでございます。今回変更する路線は、1・4・1号首都圏中央連絡道路でございます。本路線は、入間市境の狭山市大字笹井を起点とし、日高市境の狭山市大字根岸を終点とする延長約3,550m、代表幅員20.5mの都市計画道路でございます。今回変更する箇所は赤い円で示した2箇所について、一部区域を変更するものでございます。また、今回の変更に合わせて車線の数を4車線に決定いたします。

具体的な変更内容について、変更箇所を起点側から順次御説明いたします。まず、起点側の変更箇所について御説明いたします。図の青色で示した区域は、狭山パーキングエリアでございます。現在狭山パーキングエリアでは、圏央道の延伸開通による交通量の増加に伴い、混雑が常態化しており、大型車が駐車位置以外の場所に駐車するなど、問題が生じております。よって、今回駐車台数を増やすなど、狭山パーキングエリアの拡張が必要となりました。以上のことから圏央道利用者の利便性の向上や安全な通行環境を確保するため、赤色で示した区域を追加するものでございます。

併せて、狭山パーキングエリアの南側区間において、盛土形式による整備を橋梁形式とするなど、整備構造の変更に伴い、黄色で示した区域を削除するものでございます。

次に、終点側の変更箇所について御説明いたします。終点側の変更は、盛土形式による整備を擁壁構造とするなど、整備構造の変更等に伴い、円で囲んだ部分について区域変更を行うものでございます。

この都市計画道路の変更について、2週間、案を縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。また、この都市計画の変更の案について、狭山都市計画区域を構成する狭山市に対して意見を照会しましたところ、賛成との回答をいただいております。

議第5245号の説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾崎） では、ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） ございませんので、では議第5245号、こちらの議案につきまして採決をいたします。
原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） ありがとうございます。

御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議第5246号「本庄都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、こちらを議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。どうぞ。

○幹事（建築安全課長） 埼玉県都市整備部建築安全課長の若林でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議第5246号「本庄都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」につきまして御説明いたします。着座にて失礼いたします。

議案書は、45ページから51ページになります。前方のモニターを御覧ください。

初めに、建築基準法第51条の制度概要について御説明いたします。産業廃棄物処理施設等の用途に供する建築物は、都市計画において、その位置が決定しているものでなければ建築することができません。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、建築が可能となります。ここで特定行政庁とは、建築基準法の権限を持つ地方公共団体の長のことで、さいたま市など12の市については各市町、それ以外の市町村につきましては埼玉県知事が該当いたします。今回の議案は、本庄市に建築するため、特定行政庁となる埼玉県知事より本審議会に付議するものでございます。

続きまして、今回の敷地の位置について御説明いたします。敷地の位置は、青色の破線で示した本庄都市計画区域内にございます。本庄市は、県の北西部に位置しており、都心から80km圏にございます。

次に、もう少し拡大した地図で御説明いたします。敷地は、画面の赤く塗った場所でございます。JR高崎線本庄駅から北西へ約2kmの地点にあり、所在地は、本庄市都島字向河原570番21ほか3筆でございます。今回の敷地は、市街化調整区域内に位置しておりますが、本庄市都市計画マスタープランの土地利用方針で工業地に位置付けられている区域内にあり、周辺には本庄利根工業団地をはじめとする多数の工場や、し尿処理施設の利根グリーンセンターなどがございます。

次に、車両の搬入経路でございますが、国道17号より幅員7.7mから11.0mの本庄市道1279号線、1182号線、1160号線を通して搬出入を行う予定でございます。

続きまして、計画の概要について御説明いたします。今回の計画は、産業廃棄物処理施設の新設を行うものでございます。がれき類の破碎施設を2基設置し、1日の処理能力は、一次破碎機が925.00t、二次破碎機が701.43tでございます。

続きまして、敷地の配置について御説明いたします。画面の上を北としております。赤く囲まれている部分が敷地の位置で、敷地面積は1万644.28㎡でございます。緑色の部分は、緑地を示しております。水色で示した部分が建築物であり、事務所棟を新築いたします。青色で示した部分が工作物であり、一次、二次破碎機を含む屋外の処理ラインとサイロを新設いたします。敷地東側ピン

ク色の道路が搬入経路の本庄市道となりまして、幅員は7.7mから11.0mでございます。

なお、車両の待機スペースを敷地内に確保しております。

最後に、排水設備についてですが、廃棄物処理施設からの排水はございません。雨水処理については、敷地外周に設けた側溝から調整池を経由して、雑排水及び汚水の処理については、敷地内に設けた浄化槽を経由して、それぞれ本庄市道にある下水管に排水いたします。

以上が、本庄都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置についての概要です。当該施設の敷地の位置について、本庄市へ意見照会したところ、支障ない旨の回答を得ております。県といたしましても、この敷地の位置について、都市計画上支障がないものと考えております。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（尾崎） それでは、ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） それでは、お諮り申し上げます。それでは、議第5246号の議案につきまして採決をいたします。本案につきまして、都市計画上支障がないと認めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） ありがとうございます。

御異議ないものとして、本案は都市計画上支障がないと認めることといたします。

続きまして、議第5247号「川越都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、こちらを議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

○幹事（川越市建築指導課長） 川越市都市計画部建築指導課長の戸館でございます。

それでは、議第5247号、川越都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地位置につきまして御説明させていただきます。恐れ入りますが、着座にて失礼させていただきます。

議案書は53ページから59ページになります。前方のモニターを御覧ください。

初めに、建築基準法第51条の制度概要についてでございますが、先ほどの議案にて説明したとおりとなります。今回の議案は、川越市が特定行政庁であるため、川越市長が本審議会に付議するものでございます。

続きまして、敷地の位置について御説明させていただきます。敷地の位置は、青色の破線で示しました川越都市計画区域内にございます。川越市は、県の南西部に位置しており、都心から約30kmから40km圏にございます。

次に、もう少し拡大した地図で御説明させていただきます。本案件の敷地は、画面右上の赤く塗った場所でございます。所在地は、川越市芳野台1丁目103番44、用途は、工業専用地域でございま

す。川越駅より北東へ直線で約5.8kmに位置し、北側は1級河川入間川を挟んで川島町が隣接しております。当該地は工業団地内で、北側は入間川の土手がすぐそばにあり、西側は当工業地域の調整池を兼ねた野球場、東及び南側は工場が立ち並んでいる立地でございます。

次に、車両の搬入、搬出経路でございますが、国道254号から県道川越上尾線に入り、埼玉医大前を通過した後、幅員18mの川越市道を経由して、幅員8mの前面道路へ通る経路となっております。また、このほかにも県道川越上尾線を経由し、国道17号で熊谷方面、東京方面への経路もございます。

続きまして、計画の概要について御説明させていただきます。今回の計画は、産業廃棄物処理施設の新設を行うものでございます。今回の施設は、廃プラスチック類、木くず等の破碎施設1基でございます。また、1日の処理能力は、廃プラスチック類が88.8t、木くずが120tでございます。

続きまして、施設の配置について御説明させていただきます。画面の左上が北となっております。赤く囲まれている部分が本計画の敷地で、敷地面積は2,111.56㎡でございます。図面上の水色が処理施設の施設上屋、黄色が破碎施設、緑色が緑地を示しております。画面左側のピンク色の部分が川越市道3089号線で、搬入搬出車両の出入口でございます。車両の待機スペースは、敷地内に5台分を確保しております。

以上が、川越都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置についての概要でございます。当該施設の敷地の位置について、隣接市町であります川島町へ意見照会したところ、支障はない旨の回答を得ております。川越市といたしましても、この敷地の位置について都市計画上支障がないものと考えております。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（尾崎） では、ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） では、議第5247号、こちらの議案につきまして採決をいたします。本案につきまして、都市計画上支障がないと認めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） では、御異議ないものとして、本案は都市計画上支障がないと認めることといたします。

以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。御協力大変ありがとうございました。

傍聴の方につきましては、事務局の指示に従って御退席をお願いいたします。

〔傍聴者退場〕

○議長（尾崎） それでは、最後に、委員の皆様には1点御相談がございまして、少々お時間を拝借したいと思います。何かと申しますと、今般の新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえまして、

当審議会ですが、今後、次回は恐らく来年度になるかと存じますけれども、現在の対面による開催から必要に応じて変えて、パソコン等を活用したリモート、いわゆるオンラインというものでございますが、こちらでの開催を考慮する必要があるかもしれません。現在第3波と言われておりますけれども、起こってほしくないことですが、第4波があるかもしれないと、こういうことございまして、このためリモート・オンラインでの開催の可否につきまして、あらかじめ皆様方の御了解をいただかなければいけないということでございます。

埼玉県都市計画審議会条例第5条に「会議」とございまして、会議は会長が招集すると、第2項が、2分の1以上の御出席をいただかなければいけないと、第3項は、審議会の議事は出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決する、こういうことが書いてありまして、議場に現にいるということが想定される内容でございます。第9条に「委任」ということもありまして、この条例に定めるもののほか、審議会及び常務委員会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるとありますので、この場で御相談を申し上げる次第でございます。したがいまして、今回御了解いただけますと、今後必要に応じてですが、今回は大きめの会場を用意して、アクリル板というのですか、いろいろなものを用意して開催したわけですが、今後リモートでの開催が可能になるということでございます。

なお、当審議会は、委員の皆様から議決を要する性質上、安全性はもとよりでございますが、確実性が担保された上で、万全の状態リモート・オンラインで開催することが重要であるということはもちろんでございます。そのため、早急に開催方法を次回から変更するという趣旨ではございませんけれども、事務局には課題の解決に向けてお願いし、開催の方法を検討していただく。それで、次回以降、必要に応じてですが、万が一の場合に開催するということを御相談したいと、こういうことでございます。

私から以上でございますけれども、委員の皆様方の御意向はいかがでございますでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○中屋敷委員 実はおとといですか、国土利用計画審議会に、私、委員として参加をさせていただきました。議題は1件で、要した時間が1時間半ということございました。時間がかかるのがよろしくないということではございませんが、やはり効率的な会議の運営というところを、運営主体のほうでしっかりと御検討いただかないといけないのかなというふうに思います。自由闊達な意見だけを述べるのではなくて、何をどこまでこの審議会では決めるのだというところをしっかりと会長を中心にお定めをいただいた中で、そういった手段を講じていただきたいなというふうに思います。

○議長（尾崎） ありがとうございます。

どうぞ。

○高橋委員 今御説明のあったリモート等の会議になっていくのであれば、その場合には早めの連絡

をいただきたいと。なぜかといいますと、リモートに参加するのにも機器なり何なり準備できていない、私はまだできていませんので、このスマホの参加ではちょっと心もとないので、その場合にはパソコンなり何なりをしっかりと整備したいと考えますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（尾崎） もちろんおっしゃるとおりだと思ひます。その辺り事務局で大いに勉強してもらって、万全という言葉が適切かどうか分かりませんが、きちんとできるようにあらかじめ準備をして御案内申し上げる、あるいは必要に応じて機器を用意するとか、そういうことも含めて考えていただくということが適切かなというふうに判断してございます。ありがとうございます。

ほかに御意見等いただければと思ひますが。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） では、運営につきまして、皆様からはオンライン・リモートについて検討してよろしいというふうに判断してよろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（尾崎） ありがとうございます。

では、事務局はよろしくお願ひします。こういう形でできれば一番いいのですけれども、万が一そういうような事態になったときということで、あらかじめ時間を取って御案内するということができるようにしてください。

では、ここで議長の任を解かせていただきまして、事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

○事務局 尾崎会長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様には円滑な御審議に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

ここで今年度最後の都市計画審議会となりますので、濱川都市整備部長より御挨拶を申し上げます。

○幹事（都市整備部長） 都市整備部長の濱川でございます。今年度最後の都市計画審議会でございますので、一言御礼の挨拶をさせていただきます。

委員の皆様方には、御多忙の折、御出席を賜り、また慎重に御審議をいただきまして、誠にありがとうございます。また、緊急事態宣言発出中の中、御足労いただくことになり、改めて感謝を申し上げます。

今年度につきましては、当審議会を3回開催し、本日の案件も含め合計8件の議案を御審議いただきました。おかげをもちまして、県内各地域において都市計画や都市づくりが順調に進んでおります。引き続き、県といたしましては、人口減少、超高齢社会の到来や頻発する自然災害への対応など、市町村と連携して、安心、安全を備えた魅力と活力あるまちづくりに取り組んでいく所存で

ございます。委員の皆様方には、今後とも御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局 それでは、これもちまして第244回埼玉県都市計画審議会を閉会といたします。

本日はありがとうございました。

午前10時40分 閉 会